

国立研究開発法人国立循環器病研究センターにおける研究活動の
不正行為への対応等に関する細則の特例を定める細則

令和5年11月16日細則第50号

国立研究開発法人国立循環器病研究センターにおける研究活動の不正行為への対応等に関する細則の特例を定める細則

(研究活動の不正行為への対応等に関する細則の特例)

第1条 当分の間、国立研究開発法人国立循環器病研究センターにおける研究活動の不正行為への対応等に関する細則(平成27年3月30日細則第23号)の適用については、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、同表の第三欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄
第2条第2項	研究所長の職にある者	監事が指名する者
第2条第3項	理事長	監事
第2条第4項	理事長	監事
第5条第4項	理事長	監事
第8条第3項	理事長	監事
第12条第6項	理事長	監事

附 則

(施行期日)

この細則は、令和5年11月16日から施行する。